

ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除の実施について（平成 28 年 9 月 26 日付け 28 消安第 2731 号消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表
(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
別記様式第 7 号 1～4 (略) (注) 1 (略) 2 この命令に違反した場合は、3 年以下の <u>拘禁刑</u> 又は 100 万円以下の罰金に処せられます。	別記様式第 7 号 1～4 (略) (注) 1 (略) 2 この命令に違反した場合は、3 年以下の <u>懲役</u> 又は 100 万円以下の罰金に処せられます。

附 則

この通知は、令和 7 年 7 月 14 日から施行する。